

業務委託契約書（「おこしれん」見本）

実際のものとは内容が異なります。

見本として参照してください。

全日本テープ起こし・ドットコム連合（以下、甲と言う）と （あなたの名前）
（以下、乙と言う）は、全日本テープ起こし・ドットコム連合のテープ起こし業務に
関し、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、本契約書に定めるところに従い、甲の委託を受けてテープ起こし業務を遂行することを約し、甲は、これに対し報酬を支払うことを約した。

第2条（業務内容）

乙が、本契約において行う業務は、カセットテープ及びビデオテープその他に録音された音声を、所定のルールに従って反訳するテープ起こし業務及びこれに付随・関連する業務（以下、本業務という）とし、以下のものを含むものとすると共に、別途定める「業務マニュアル」に記載された該当部分を指すものとする。

- （1） 発注書、カセットテープ、音声ファイル、資料等の受け取り業務
- （2） 必要に応じて指示されるダビング業務
- （3） パソコン等による入力業務
- （4） 人名・地名・社名その他固有名詞、専門用語等の調査業務
- （5） 発注書、カセットテープ、資料などの回収期間における返送、及び反訳ファイルのインターネットによる第1次納品業務
- （6） 校正原稿の校正入力業務
- （7） 校正入力済み反訳ファイルのインターネットによる最終納品業務
- （8） 最新版ウイルス対策ソフトのインストール、PGPソフトによるファイル管理
- （9） フォローアップ・トレーニング及び必要に応じて開催される特別研修、プルーフライタートレーニング等への参加

第3条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約日から12カ月間とし、契約期間満了1カ月前から契約期間満了までに再契約手続きを行うものとする。

第4条（報酬及び支払方法）

甲は、能力に応じて、別途定める報酬を、第2条に定める「甲の反訳検品による校正原稿の校正入力業務」及び「校正入力済みファイルのインターネット等の通信による最終納品業務」の終了をもって、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5条（守秘義務）

乙は、本業務において知り得た情報を秘密として保持し、甲の承諾なくして公表もしくは第三者に漏洩してはならない。

2．本条第1項の定めは、契約期間満了後においても、有効に存続する。

3．乙は、本業務に関し甲から受け取った資料の一切を、当該案件終了後、速やかに所定の回収期間に甲に返却しなければならない。

4．乙は、本業務に関し甲から受け取った資料の一切の複製を取ってはならず、また、関連するすべてのファイルは第1次納品後1カ月以内にハードディスクから削除しなければならない。

5．乙は、本業務の顧客に対して乙の氏名が担当者として報告されることを承諾する。

第6条（契約解除）

甲及び乙において、本契約書の条項の一つに違反したときは、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約書の全部または一部を解除することができる。

2．前項による契約解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第7条（協議事項）

甲及び乙は、本契約書の規定に疑義が生じた場合、または規定にない事由につき疑義を生じた場合は、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 全日本テープ起こし・ドットコム連合（おこしれん）

〒151-0062

東京都渋谷区元代々木町2-8

代表 芦野 聡子

乙 〒

（住所）

（名前）